

内務省告示
王国内の一部外国人の滞在に関する特例について
(第3号)

王国内における新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の状況が改善され、政府による各種措置の緩和により様々な事業や活動を行うことが出来る状況になったことに鑑み、入国管理局が定める期間内で、仏暦2522年(西暦1979年)入国法第35条及び同第37条(5)、ならびにその他関連法令を、外国人に履行せしめることが適当と判断された。

については、仏暦2522年(西暦1979年)入国法第5条及び仏暦2557年(西暦2014年)の国家平和秩序維持評議会布告第87/2557による当局職員の権限追加に係る修正、並びに入国法第17条に基づいて、首相及び内務大臣は、閣議における了承を得て、仏暦2563年(西暦2020年)7月23日、次の告示を行った。

第1項 入国管理局は、仏暦2563年(西暦2020年)9月26日までに外国人が仏暦2522年(西暦1979年)入国法第35条及び同第37条(5)、ならびにその他関連法令を履行する期間を指定する通知を発する。

第2項 入国法第35条(2514年石油法及び同改正、2520年投資促進法及び同改正、2522年工業団地法及び同改正、を含む)、もしくは4月23日付の告示第2号で修正が加えられた4月7日付の王国内の一部外国人の滞在に関する特例についての内務省告示の第2項(2)に則して王国で滞在する許可の期間を、仏暦2563年(西暦2020年)8月1日から9月26日まで延長する。

第3項 入国法第37条(5)、もしくは4月23日付の告示第2号で修正が加えられた4月7日付の王国内の一部外国人の滞在に関する特例についての内務省告示の第2項(2)に従って行う居住報告の期間を、仏暦2563年(西暦2020年)8月1日から9月26日まで延長する

以上、仏暦2563年(西暦2020年)8月1日から適用する。

仏暦2563年(西暦2020年)7月23日
首相 プラユット・チャンオーチャー 陸軍大將
内務大臣 アヌポン・パオチンダー 陸軍大將